

## 広域養護老人ホーム県央寮訪問介護事業所重要事項説明書

### 1 事業の目的

要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

### 2 指定訪問介護の運営の方針

事業所は、指定訪問介護の基本方針として、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療及び福祉サービス事業所との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 3 介護予防訪問介護相当サービスの運営の方針

事業所は、介護予防訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活相談員全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上に努めるものとする。

### 4 事業所の概要

#### (1) 事業所

名 称	広域養護老人ホーム県央寮訪問介護事業所	指定年月日	平成 19 年 4 月 1 日
代 表 者	管理者 樋口 達雄		
所 在 地	〒955-0805 三条市吉田字薬王寺 1237 番地 県央寮内		
電 話 番 号	0256-34-1010	ファックス番号	0256-33-9455

#### (2) 職員体制

職 種	常 勤	非 勤	職務の内容
管 理 者	1		統括 (兼務)
サービス提供責任者	1		訪問介護計画、訪問型サービス計画作成等
訪問介護員	介護福祉士	2	訪問介護サービスの提供
	ホームヘルパー2級 (初任者研修)	14	訪問介護サービスの提供

#### (3) サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	上田 壮志
--------------	-------

#### (4) 営業日及び営業時間

営 業 日	日曜日～土曜日 (年中無休)
営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ただし、サービスの提供については、上記以外でも相談の上希望に応じて、考慮するものとします。

### 5 当事業所が提供するサービスの内容

#### (1) 身体介護

利用者の身体に直接接して行う介助及び利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助を行います。

食事介助、服薬介助、排せつ介助、更衣介助、入浴介助、身体の清拭、体位交換、起床、整容、見守りなど
--

#### (2) 生活援助

家事を行うことが困難である利用者に対して、家事の援助を行います。ただし、利用者の家族分の調理、洗濯、掃除等は行いません。また、預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

調理、買物、洗濯、掃除・整理整頓、その他必要な家事など
-----------------------------

## 6 利用料

サービスを利用された場合の「基本利用料」は、次のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割（平成27年8月から））の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### （1）訪問介護の利用料

#### 【基本部分】

サービスの内容		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
身体介護 中心型	1回あたりの所要時間		
	20分未満	1,630円	163円
	20分以上 30分未満	2,440円	244円
	30分以上 1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上 1時間30分未満	5,670円	567円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算 20分以上650円を加算 45分以上1,300円を加算 70分以上1,950円を加算	30分増すごとに82円を加算 20分以上65円を加算 45分以上130円を加算 70分以上195円を加算
	引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		
	生活援助 中心型	20分以上 45分未満 45分以上	1,790円 2,200円
(注1)「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。			
上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。			
(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきますのでご留意ください。			

#### 【加算】

次の要件を満たす場合、上記の基本部分に次の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
生活機能向上連携加算Ⅰ	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、連携してサービス提供した場合（1月につき）	1,000円	100円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する	500円 (1回につき)	50円 (1回につき)
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回につき）	1,000円	100円

夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	基本部分の25%
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	基本部分の50%
特定事業所加算Ⅰ	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	基本部分の20%
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	基本部分の10%
特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	基本部分の10%
特定事業所加算Ⅳ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	基本部分の3%
特定事業所加算Ⅴ	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	基本部分の3%
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の24.5% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算Ⅱ※		1月の利用料金の22.4% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算Ⅲ※		1月の利用料金の18.2% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算Ⅳ※		1月の利用料金の14.5% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算Ⅴ※		現行の3加算の取得状況に基づく加算率
特別地域間介護加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	基本部分の15%
小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が200回以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の10%
中山間地域における小規模事業所加算※	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	基本部分の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	基本部分の5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

### 【減算】

次の要件を満たす場合、次の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	基本部分の90%
サービス提供責任者体制の減算	介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者等を除く）をサービス提供責任者として配置している場合	基本部分の70%
業務継続計画未実施減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	上記基本部分の99%

高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>虐待の発生又はその再発防止のための以下の措置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・虐待の防止のための指針を整備すること</li> <li>・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと</li> </ul>	上記基本部分の 99%
----------------	---	-------------

## (2) 介護予防訪問介護相当サービスの利用料

### 【基本部分】

サービスの内容 ※訪問型サービス費（1回につき）	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） （＝基本利用料の1割）※(注2)参照
標準的なサービス	2,870 円	287 円
20 分～45 分未満の生活援助	1,790 円	179 円
45 分以上の生活援助	2,200 円	220 円
短時間の身体介護	1,630 円	163 円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

### 【加算】

次の要件を満たす場合、上記の基本部分に次の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額（1回につき）
中山間地域等における小規模事業所加算※	中山間地域に所在する小規模事業所（延訪問回数が1か月あたり200回以下）	基本利用料の10%の額
初回加算	はじめて訪問介護事業所を利用する場合に「サービス提供責任者が自らサービス提供」したか、「サービス提供責任者が他のスタッフのサービス提供に同行した時」	2,000 円（1月につき） 利用者負担金（自己負担1割の場合）200 円
生活機能向上奨励算（I）	外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、訪問介護計画を作成しサービスを提供了場合	1,000 円（1月につき） 利用者負担金（自己負担1割の場合）100 円
介護職員処遇改善加算I※	当該算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の 24.5% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算II※		1月の利用料金の 22.4% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算III※		1月の利用料金の 18.2% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算IV※		1月の利用料金の 14.5% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算V※		1月の利用料金の(1)～(14) (基本料金+各種加算減算)

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

**【減算】**

次の要件を満たす場合、次の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
サービス提供責任者体制の減算	介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者等を除く）をサービス提供責任者として配置している場合	上記基本部分の70%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発防止のための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・虐待の防止のための指針を整備すること従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと 標準的なサービス 20分～45分未満の生活援助 45分以上の生活援助 短時間の身体介護	1回につき-30円 1回につき-20円 1回につき-20円 1回につき-20円
業務継続計画未実施減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること 標準的なサービス 20分～45分未満の生活援助 45分以上の生活援助 短時間の身体介護	1回につき-30円 1回につき-20円 1回につき-20円 1回につき-20円

**(2) 料金のお支払い方法**

上記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに、次のいずれかの方法でお支払いください。

口座引き落とし	サービス利用月の翌月末日までに、ご利用者の指定の口座から引き落とします。引き落としに要する費用は、事業所が負担します。
銀行振り込み	サービス利用月の翌月末日までに、事業所が送付する請求書により最寄の金融機関で、第四北越銀行に納入していただきます。 振込みに関する手数料は、事業所が負担します。

**7 通常の事業の実施地域**

通常の事業の実施地域	三条市
------------	-----

**8 緊急時における対応方法**

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに次の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	-----
	氏名	-----
	所在地	-----
	電話番号	-----
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	( )

#### 9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 10 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、次の窓口で受け付けています。

相談・苦情窓口	電話番号	0256-34-1010	受付時間	8:30~17:15
	ファックス番号	0256-33-9455	相談者	サービス提供責任者 上田 壮志

(2) 次の公的機関等において苦情申出等を行うことができます。

三条市役所 高齢介護課	所在地	三条市旭町二丁目3番1号		
	所管	介護認定係	受付時間	8:30~17:15
	電話番号	0256-34-5475	ファックス番号	0256-32-0028
新潟県国民健康保険 団体連合会	所在地	新潟市中央区新光町7-1 自治会館別館内		
	所管	介護保険課	受付時間	9:00~17:00
	電話番号	025-285-3022	ファックス番号	025-285-3350
新潟県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟県社会福祉協議会		
	所管		受付時間	9:00~17:00
	電話番号	025-281-5609	ファックス番号	025-285-0303

#### 11 第三者による評価の実施状況など

第三者による評価の 実施状況など	1 あり ②なし	実施日	年	月	日	
		評価機関名称				
		結果の開示	1 あり	2 なし		

#### 12 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、次のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

ア 医療行為及び医療補助行為

イ 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

ウ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所所在地 三条市吉田字薬王寺 1237 番地 県央寮内  
事業所名 広域養護老人ホーム県央寮訪問介護事業所

代表者・氏名 管理者 樋口 達雄 印

説明者職・氏名 印

私は、事業所から上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印

立 会 人 住 所

氏 名 印